

医療的ケア実施承諾書兼確認同意書

保育施設の利用にあたり、当該保育施設で医療的ケアを実施することを承諾し、また、次のとおり同意します。

医療的ケアを実施する保育施設名			
入 所 日		年 月 日	
児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（満 歳 か月）
児 童 住 所			

1 保育所等の利用日及び利用時間

保育所等の利用日及び利用時間は、保育所等において医療的ケアを実施する看護師等が勤務できる日及び時間を考慮して、保育所等と相談の上で決定されること。

2 医療的ケアの実施について

- ① 保育所等では、関係法令及び「医療的ケア実施指示書（様式6）」に基づき、医師の指示の範囲内で医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- ② 保育所等では、医療的ケア及び保育を実施する上で、主治医の指導又は助言が必要な場合に、保育所等の職員等が直接又は保護者の受診に同行する等の方法で主治医との相談を行う場合があること。
- ③ 保護者は、必要な医療的ケアの内容に変更があった場合は、その内容を速やかに保育所等に報告し、「医療的ケア実施指示書（様式6）」を提出すること。
- ④ 医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品は、原則として、保護者が用意すること。また、点検及び補充についても保護者が行い、使用後の物品については家庭に持ち帰り処分するものとする。
- ⑤ 保育所等における医療的ケアの実施に当たり、必要な文書等の発行のため生じる費用等の経費は、保護者の負担とする。

3 慣らし保育について

- ① 保育所等の利用開始から、集団保育の環境に慣れるまでの期間、短縮した時間で保育が実施される場合があること。
- ② 慣らし保育の期間において、保育所等における医療的ケアの実施方法等を保護者と保育所等との間で相互に確認するため、保護者に保育への付き添いを求めることがあること。
- ③ 慣らし保育を行う期間及び保育時間は、保護者と保育所等と相談の上で決定され、医療的ケア児の様子や状態によって期間の延長・短縮や保育時間の変更が生じる場合があること。

4 体調管理及び保育の利用中止等

- ① 保育所等において医療的ケアを実施する体制がとれない日及び時間帯については、保育の利用ができない場合があること。
- ② 登園前に健康観察を行い、医療的ケア児の体調及び様子に変調が見受けられるときは、保育所等を利用せず、必要に応じ主治医の診察を受けること。
- ③ 保育所等を利用している間、緊急の場合に必ず連絡をとれるように、保育所等と保護者との間で連絡体制を整えておくこと。

裏面へ続く

- ④ 保育所等を利用している間に医療的ケア児の体調に変調が見られるなど、保育所等が保育の継続が困難と判断し保護者に連絡をした場合には、利用時間の途中であっても速やかに保育所等の利用を中断すること。
- ⑤ 集団保育の場合は、感染症に罹患するリスクが高くなることが予想されるため、保育所等から感染症の流行等のお知らせがあった場合は、必要に応じて、保育所等の利用を控える、主治医に保育所等の利用について相談する等の対応をすること。
- ⑥ 保育所等が必要と認めるときは、保護者に医療機関の判断を求めることがあること。また、それにより受診した場合、その費用は保護者負担となること。
- ⑦ 医療的ケアの内容の変更等により、保育所等で安全に医療的ケア及び保育を実施することが困難となった場合、子育て支援課において保護者の意向等を確認した上で、利用する保育所等の変更のため、再度利用調整を行う場合があること。

5 緊急時及び災害時の対応

- ① 保育所等を利用している間に、医療的ケア児の体調に急な変調が見られ、保育所等が緊急事態と判断した場合は、保育所等は医療的ケア児の保護者に連絡を行い、事前の取り決め内容に沿って必要な措置が講じられること。
また、緊急時には、保護者への連絡より先に、医療機関へ搬送を行い、受診及び治療が行われる場合があること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になること。
- ② カニキュレ等の挿入物の自己（事故）抜去等の緊急時の対応について、保護者及び主治医と保育所等の間で事前に対応を協議し取り決めを行い、それに沿って対応すること。
- ③ 災害発生に備えて、必要となる非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリー等の確保について、取り決めを行うこと。
- ④ てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、けいれん止めの薬剤を用意すること。使用期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。
また、主治医からの指示書をもとに保護者と保育所等の間で対応を協議し取り決めを行い、それに沿って対応すること。

6 情報の共有等

- ① 集団生活の可否の確認及び保育所等における医療的ケア実施に当たり、医療的ケア児の状況等に関する情報提供及び面談等に協力すること。
- ② 家庭及び保育所等における医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の様子について、保育所等、主治医及び関係機関と十分に情報共有すること。
- ③ 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は、速やかに保育所等、主治医及び関係機関に伝達すること。
- ④ 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。
- ⑤ 保育所等で適切に医療的ケアを実施するにあたり、各関係機関との連携体制を構築するため、必要に応じて、保育施設から医療機関、青森市及びその他関係機関に対し情報共有を行う場合があること。

7 その他

上記1～6のほか、保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

年 月 日

保護者氏名
